

令和 2 年度

第 11 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和3年2月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画書の提出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

## <出席委員> ( 8名)

1 番委員 : 加曾利 益弘

2 番委員 : 佐川 順一郎

3 番委員 : 森 紀久嗣

4 番委員 : 鈴木 孝一

5 番委員 : 渡辺 忠洋

7 番委員 : 浅野 幸男

8 番委員 : 山口 豊

9 番委員 : 矢代 とみ江

## <欠席委員> ( 2名)

6 番委員 : 吉野 公博

10 番委員 : 押元 康郎

## <出席職員>

事務局長 秋山 賢次 事務局 加藤 庸永 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 11 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長と吉野委員におかれましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により森副会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。5 番委員の渡辺委員と 7 番委員の浅野委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されますようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 3 年 2 月 5 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

今回、農地法 3 条につきましては、申請案件が 4 件ですので、先に事務局で一括して説明を行った後、1 件ずつ審議をお願いします。

番号 25。所在・地番、小内字長崎 ■■■ 番。地目、田。地積、1,338 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、自作地の隣接地である

申請地を取得し、規模大を図るため。譲渡人、高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容、売買による所有権移転。

番号 26。所在・地番、下大多喜字西田代 ■■■番■■■。地目、田。地積、265 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、平成 5 年に土地を交換し耕作していたが、未登記のままだったので、本登記をして耕作したい。譲渡人、自らは耕作しないため、相手の要望に応じたい。権利内容、交換による所有権移転。

番号 27。所在・地番、下大多喜字西田代 ■■■番■■■。地目、田。地積、508 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、40 年前に父親が土地を交換し長年耕作していたが、未登記のままだったので、本登記をして耕作したい。譲渡人、相手の要望に応じたい。権利内容、交換による所有権移転。

番号 28。所在・地番、堀之内字熊野原 ■■■番■■■。地目、畑。地積、803 平方メートル。外 1 筆、合計 2 筆、合計地積が 1,414 平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲受人、譲渡人の意向を受け自宅に隣接する土地を購入し、自家消費野菜を栽培し、農地の維持管理を継続したい。譲渡人、稲作を中心とした経営を行っているため、遠隔地にある畑を処分したい。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4 ページに掲載のとおりです。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号、番号 25 については、4 番委員の鈴木委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

鈴木委員（4 番）

それでは報告いたします。

場所は、黒原から中野方面へ国道 465 号を進みまして、右に製材所、その先に浄水場の加圧ポンプがある手前に左に入る町道があります。平塚区です。左に入りまして、1.5 キロメートルくらい進むと、百銚に渡る百銚橋があります。その所の左に使用されていない農道があります。地図を見ますと牧場と書いてありますが、その牧場の所有者が権利者です。その農道を左に 30 メートルくらい下りていきます。この農道は小内区とつながる農道なのですが、途中にある橋は前後

がもう削られて道路として役目を果たしていない道路です。申請地の土地は、その農道を進入路としていまして、それを入れて橋の手前が、申請のあった田です。地番 ■■■番です。■■■番は、権利者の昔田だった所です。

■■■番は、地目が田になっていますが、現在は耕作されていません。今までもう 40 年以上、貸借契約で管理をしていたらしいです。現状は権利者がずっと耕作していて義務者はとにかく譲りたいという話でございました。

以上でございます。

議長（森副会長）

御苦労様でした。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

山口委員（8番）

申請地には雑木などは生えていないのですか。

鈴木委員（4番）

申請地の上に畑がありまして、高低差が5メートルくらいありますが、その畑は、杉林になっています。

今の権利者の祖父の代から耕作を頼まれて行っていたらしいです。そのような事情がありまして、それで今になって、譲り受けるという話です。

議長（森副会長）

ほかに質問のある方は。

佐川委員（2番）

理由を見ると規模拡大と書かれておりますが、権利者は、何か作付けする考えはあるのでしょうか。

事務局（寺井）

権利者は、元は牧場経営をされていた方で、現在は、自家消費程度ではありますが、野菜等を作られているということで伺っておりますので、当面はこちらの農地を取得した後、野菜等の作付けを考えているのではないかと推測されます。

議長（森副会長）

ほかに質問等ありましたら。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 25 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 25 につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号 26 については、9 番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

矢代委員（9番）

議案第1号、番号26について。1月30日の午前中、申請者の立合いの下、私が現地調査を行ってきましたので御報告します。

場所は、下大多喜田代区です。案内図の3の26を御覧ください。真ん中の太い道路が、町道増田小土呂線です。ここを左折し、60メートルくらい進んだ右側にあります。

申請地の現況は、水稻を作付けしております。平成5年に父親が土地を交換し、耕作していましたが、昨年、未登記のままだったことが分かり、本登記をして耕作をしたいとのことで申請されました。

権利者本人が耕作しているので、問題はないと思います。よろしく御審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議長（森副会長）

御苦勞様でした。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号26については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号26につきましては、許可することと決定しました。

次に、番号27については、矢代委員の同居の親族が当事者の案件ですので、「大多喜町農業委員会会議規則第11条議事参与の制限」により、本案件の審議の開始から終了までは退室をお願いします。

（矢代委員退室）

議長（森副会長）

現地調査については、7番委員の浅野委員が担当されましたので、御報告をお願いいたします。

浅野委員（7番）

御報告いたします。

議案第1号、番号27について。1月29日、午前中、申請者の立合いの下、現地調査をしてまいりました。

場所は、下大多喜地区で、番号26の案件と同じ場所です。町道増田小土呂線を左折し、60メートルほど進んだ左側です。申請地は、水稻を作付けしており、番号26の田の奥にあります。

権利者は、40年前、父親が土地を交換し、自分の田だと思いながら長い間耕作されておりました。使いやすいようにと1枚の田にして使用しておりましたが、昨年、自分のものではないことが分かり、本登記をして自分の土地にしたいとのことでした。

権利者本人が耕作しているので問題はないと思います。  
よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森副会長）

御苦労様でした。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号27については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号27につきましては、許可することと決定しました。  
矢代委員の入室を認めます。

（矢代委員入室）

議長（森副会長）

次に、番号28については、5番委員の渡辺委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いいたします。

渡辺委員（5番）

説明いたします。  
資料3の28の位置図と案内図をお開きください。

1月30日、午前10時半に譲渡人に連絡し、現状説明を受けた後、現地で譲受人の立合いの下、現地調査を実施いたしました。

場所は、国道297号、八声交差点から次の信号、堀之内交差点の100メートルくらい先の左側に〇〇氏の営業するお店があります。そこを左折し、急な坂を上り切った所で左折し、お寺の方向に向かうと、左手に分譲墓地の会社の事務所があります。その脇が申請地です。

公図の写しを見ていただきたいと思います。事務所のある所は、地番■■番■■の真ん中辺りです。これの1筆先とその先が申請地の■■番■■と■■番■■です。平らな畑として、鋤を入れればすぐに種とか苗を植えられる状況で、畑には問題ありません。その隣の■■番■■は、譲受人の所有地でございまして、ビニールトンネルを設置してあり、路地で葉物を栽培

中でありました。

今回、この2筆を取得して、薬物等を食事等に充てたいという話でして、一人で耕作しているので、できる範囲で耕作していきたいというお話がありました。

特に問題点は発見できませんので、農地法第3条許可相当と思いますので、報告いたします。

どうかよろしく御審議をお願いいたします。以上です。

議長（森副会長）

御苦労様でした。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号28については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号28につきましては、許可することと決定しました。

議案第1号については、以上でございます。

続きまして、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、5ページを御覧ください。

議案第2号。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和3年2月5日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和3年2月8日。

農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、整理番号2の68から整理番号2の76までです。それでは、再設定の筆から各筆明細書を読み上げてまいります。

整理番号2の68。利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字小土呂、字金宇曾、地番■■■■番■■。地目、田。地積、363平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、借賃は、コシヒカリ30キログラムです。利用権



設定の期間は、6年で、令和3年2月9日から令和9年2月8日までです。借賃の支払い期日は、毎年10月31日までに持参払いです。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。このほか、再設定の案件につきましては、整理番号2の69、2の70が再設定の案件です。

続きまして、新規設定の案件にまいります。

整理番号2の71。利用権を設定する土地、利用権の条件、所在、大字小土呂、字太田堀、地番 ■■■ 番。地目、田。地積、2,996平方メートル。利用計画、水田として利用。賃借権の設定で、借賃は、コシヒカリ90キログラムです。利用権設定の期間は、3年で、令和3年2月9日から令和6年2月8日までです。借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、四街道市〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか、新規設定につきましては、整理番号2の72、2の73が通常の相対の利用集積の新規設定の案件です。

この後、整理番号2の74から2の76までが農地中間管理機構を通じた案件になっておりますので、その明細を読み上げさせていただきたいと思っております。

整理番号2の74。所在、大字八声、字上、地番 ■■■ 番。現況地目、畑。地積、952平方メートル。利用権の種類、賃借権。当事者間の法律関係、賃貸借。利用内容、畑として利用。借賃は、5,000円です。利用権を設定する者の住所及び氏名、大多喜町〇〇〇〇氏、利用権の設定を受ける者兼転貸を行う者、公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者、大多喜町〇〇〇〇氏。利用権設定の期間は、5年で、令和3年2月9日から令和8年2月8日までです。

このほか、同様に農地中間管理機構を介した権利設定の案件が2件出ております。整理番号2の75の案件と2の76の案件です。詳細の説明につきましては、省略させていただきます。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

佐川委員（2番）

整理番号2の72、2の73は、借受者が同じ方ですが、お互いに押印がありますので、合意の上のことだと思っておりますが、1,000平米当たりの賃貸料が、整理番号2の72の方は30キログラム、整理番号2の73の方は60キログラムと記されていますが、何か理由があるのですか。

事務局（寺井）

特段、確認をしていますが、当事者間で取り決めた貸借の内容かと思いますので、事務局からは特別に指摘をしておりません。

議長（森副会長）

ほかに質問はございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、本案件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、本案件については、原案のとおり決定することといたします。

議案第2号は、以上でございます。

議件は、以上で終わります。

それでは、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

それでは、29ページを御覧ください。

報告第1号。認定電気通信事業者による事業計画について。下記のとおり、事業計画書の提出があったので報告する。令和3年2月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号4。用途区分、携帯電話用無線基地局新設工事。所在・地番、下大多喜字鍛冶畑前 ■■■番■■■。地目、田。地積、454平方メートルのうち1.44平方メートル。届出人、東京都世田谷区〇〇〇〇氏。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、30ページの報告第2号に入ります。

報告第2号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和3年2月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号35。所在・地番、上原字名幸 ■■■番。地目、田。地積、1,966平方メートル。外2筆、合計3筆、合計地積が2,220平方メートル。登記原因・日付、相続、令和3年1月25日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか、番号36の1件の相続の届出が提出されております。

報告事項は、以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたい  
と思います。

続いて議事日程 6、その他に入ります。  
事務局何かございましたらお願いします。

事務局（寺井）

特にございません。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていた  
きます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

お疲れ様でした。  
以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。  
大変お疲れ様でございました。

閉 会（午後 2 時 55 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月5日

議長 森 紀久嗣

署名委員 渡辺 忠洋

署名委員 野 幸男